「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について



令和2年10月 東京都教育庁指導部

都における問題行動等調査の目的

児童・生徒の問題行動等について、都内全公立学校の状況を分析し、実態把握を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に係る施策の企画・立案・実施・評価を行う。

また、都教育委員会ホームページに報告書を掲載し、都民に対し、児童・生徒の問題行動等の状況や都教育委員会の取組、今後の対応等について、広く理解を求めるとともに、都内区市町村教育委員会や学校等が、いじめや暴力行為、不登校等の対策に関わる取組状況を把握し、その課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の社会的資質や行動力の向上を図ることができるようにする。

- 1 暴力行為の状況
- (1) 発生件数
- (2) 暴力行為が発生した学校の割合
- (3) 1校当たりの発生件数
- (4) 対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損の状況
- (5) 学年別 加害児童・生徒数
- (6) 今後の対応
- 2 いじめの状況
- (1) 「認知件数」と「解消しているものの割合」
- (2) 一校当たりの認知件数
- (3) いじめを認知した学校数の割合
- (4) いじめの認知件数がゼロの学校の割合
- (5) 学年別 いじめの認知件数
- (6) いじめの発見のきっかけ
- (7) いじめられた児童・生徒の相談状況

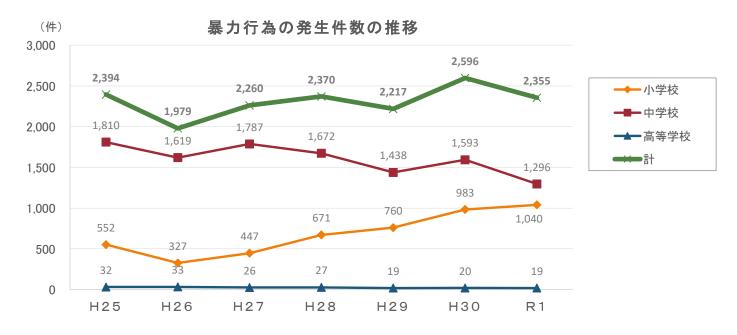
- (8) いじめの態様
- (9) 法28条第1項に規定する「重大事態」
- (10) 今後の対応
- 3 小・中学校における長期欠席の状況
- (1)長期欠席児童・生徒数
- (2) 不登校出現率・学校復帰率
- (3) 不登校の要因
- (4) 今後の対応
- 4 高等学校における長期欠席・中途退学等の状況
- (1)長期欠席生徒数
- (2) 中途退学・原級留置者数
- (3) 今後の対応

1 暴力行為の状況 (1)発生件数

- 〇 令和元年度における暴力行為の発生件数は、2.355件であり、平成30年度と比較す ると、241件減少した。
- 平成25年度から令和元年度までの推移を見ると、小学校における暴力行為が大幅に 増加しており、平成26、令和元年度を比較すると、3.2倍となっている。中学校、高等学 校はゆるやかな減少傾向にある。(中学校:3割減、高等学校:4割減)

【振り返りのポイント】

- 暴力行為の背景にある、児童・生徒の抱える様々な 課題、個人を取り巻く家庭、学校、社会環境などの要 因を把握しているか。
- 個々の児童・生徒の課題や困り感に応じた適切な 対処がなされているか。



【都】	H25	5	H26	3	H27	,	H28	3	H29		H30	O	R1	
小学校	552		327	7	447		671		760		983	3	1,040(44	1.2%)
小子牧	531	21	307	20	418	29	649	22	707	53	924	59	1,006	34
中学校	1,81	0	1,61	9	1,78	7	1,67	2	1,438	3	1,59	3	1,296(5	5.0%)
中子牧	1,612	198	1,444	175	1,659	128	1,576	96	1,363	75	1,537	56	1,232	64
高等学校	32		33		26		27		19		20		19(0.8	1%)
同守子仪	17	15	23	10	19	7	13	14	9	10	10	10	9	10
計	2,39	4	1,97	9	2,260)	2,37	0	2,21	7	2,59	6	2,355(1	00%)
ĒΙ	2,160	234	1,774	205	2,096	164	2,238	132	2,079	138	2,471	125	2,247	108

【国】F	₹1
43,614(5	5.4%)
41,794	1,820
28,518(3	6.2%)
27,388	1,130
6,655(8	.4%)
6,245	410
78,787(1	.00%)
75,427	3,360

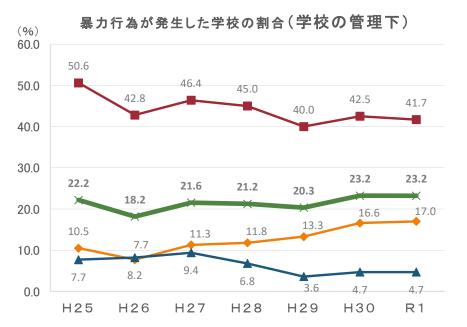
[※] 表の上段:発生件数[件]と(全件に対する割合)下段:左は学校の管理下、右は学校の管理下以外の件数

1 暴力行為の状況 (2)暴力行為が発生した学校の割合

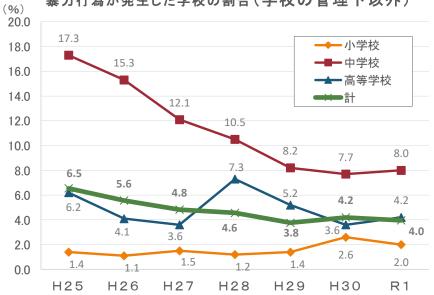
- 平成25年度から令和元年度までの割合は、学校の管理下で2割程度を推移しており、 学校の管理下以外ではゆるやかな減少傾向となっている。
- 校種別に見ると、学校の管理下、管理下以外ともに、小学校において増加している。中 学校は、学校の管理下はゆるやかな減少傾向であり、学校の管理課以外では減少してい る。高等学校は、学校の管理下においてゆるやかな減少傾向となっている。

【振り返りのポイント】

- 全ての教職員で、生活指導の目標や方針、指導基 準の共通理解を図り、一貫性のある、かつ多面的な課 題に対応できる校内指導体制を構築しているか。
- 自己指導能力の育成に重点を置いたカリキュラム マネジメントが行われているか。



暴力行為が発生した学校の割合(学校の管理下以外)



【都】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
小学校	1,299	1,296	1,292	1,286	1,282	1,280	1,278	
小子似	137 18	100 14	146 19	152 16	170 18	213 33	217(17.0%) 25(2.0%)	
中学校	630	629	627	626	625	624	623	
中子权	319 109	269 96	291 76	282 66	250 51	265 48	260(41.7%) 50(8.0%)	
高等学校	194	194	192	192	192	192	192	
同寸于仪	15 12	16 8	18 7	13 14	7 10	9 7	9(4.7%) 8(4.2%)	
計	2,123	2,119	2,111	2,104	2,099	2,096	2,093	
ĀΙ	471 139	385 118	455 102	447 96	427 79	487 88	486(23.2%) 83(4.0%)	

【国】R1							
19,832							
5,822(29.4%)	1,068(5.4%)						
10,370							
4,721(45.5%)	778(7.5%)						
5,0	54						
2,231(44.1%)	308(6.1%)						
35,256							
12,774(36.2%)	2,154(6.1%)						

※ 表の上段:学校数[校] 下段:発生学校数[校](左は学校の管理下、右は学校の管理下以外)、()は暴力行為が発生した学校の割合

※【国】は、国・公立のデータ

1 暴力行為の状況 (3)1校当たりの発生件数

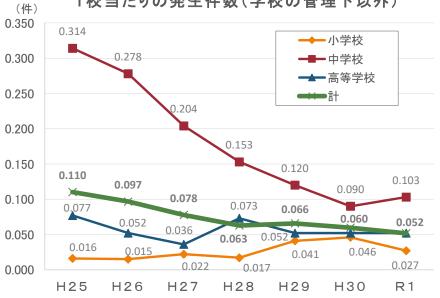
- 平成25年度から令和元年度までの件数は、全体では、学校の管理下はゆるやかな 増加傾向、学校の管理下以外ではゆるやかな減少傾向である。
- 〇 小学校では、学校の管理下において増加傾向で、平成26、令和元年度を比較する と、0. 550ポイント増加している。中学校では、学校の管理下以外において減少傾向が 見られ、平成25、令和元年を比較すると、0、211ポイント減少している。

【振り返りのポイント】

- 〇 暴力行為を行った児童・生徒本人の成長と他の児童・ 生徒の安全・安心の確保や心のケアに向けた対応方針 について、保護者の理解を得ることができているか。
- いざというときに行動連携できるよう、関係機関と日頃 から情報連携に努め、顔が見える関係を構築しているか。



1校当たりの発生件数(学校の管理下以外)



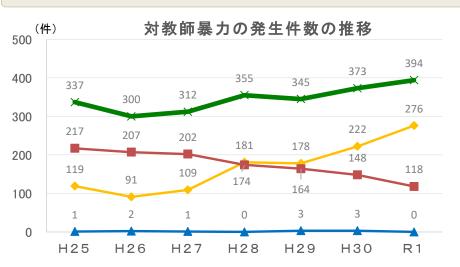
	【都】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	【国】R1
	小学校	552	327	447	671	760	983	1,040	43,614
	小子牧	0.409 0.016	0.237 0.015	0.324 0.022	0.505 0.017	0.551 0.041	0.722 0.046	0.787 0.027	2.107 0.092
	中学校	1,810	1,619	1,787	1,672	1,438	1,593	1,296	28,518
	中子仪	2.559 0.314	2.296 0.278	2.646 0.204	2.518 0.153	2.181 0.120	2.463 0.090	1.978 0.103	2.641 0.109
	高等学校	32	33	26	27	19	20	19	6,655
高寺子 校	向守子仪	0.088 0.077	0.119 0.052	0.099 0.036	0.068 0.073	0.047 0.052	0.052 0.052	0.047 0.052	1.236 0.081
計	2,394	1,979	2,260	2,370	2,217	2,596	2,355	78,787	
	1.017 0.110	0.837 0.097	0.993 0.078	1.064 0.063	0.990 0.066	1.179 0.060	1.074 0.052	2.139 0.095	

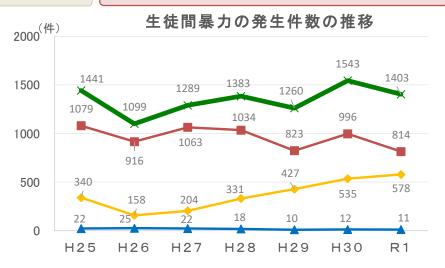
1 暴力行為の状況 (4)対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の状況

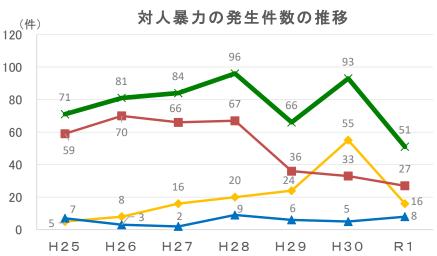
- 小学校では、全ての暴力行為について増加傾向にあり、中学校では、全ての暴力行為 について減少傾向にある。高等学校は、全ての暴力行為について低い水準で推移してい る。
- 平成28年度を境に、小学校における対教師暴力の件数が、中学校を上回っている。

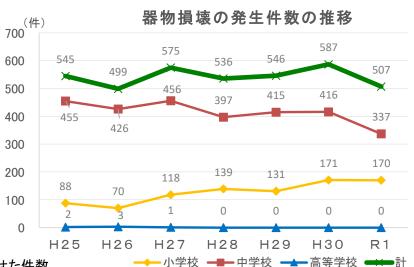
【振り返りのポイント】

○ 暴力行為の種類別による特徴を捉え、学校組織として の指導体制が整っているか。









※「器物損壊」は学校の管理下、他は学校の管理下と学校の管理下外を合わせた件数。

1 暴力行為の状況 (5)学年別加害児童・生徒数

- 学年別の加害児童・生徒数では、昨年度と比べ、小4までは増加していて、小5からは 減少している。
- 校種ごとに、学年別の割合は、小学校は小4、小5、小6(それぞれ20%程度)、中学校は中1(41,9%)、高等学校は高1(69,6%)が一番多い傾向がある。
- 学年別加害児童・生徒数やそれぞれの学年が占める割合は【国】と同様の傾向である。

【振り返りのポイント】

○ 学年別に見た加害児童・生徒数の傾向を踏まえ、 暴力行為に対応するための学校としての体制は 整っているか。



1 暴力行為の状況 (6)今後の対応

今後の対応

- ○学校が予防・開発的な生活指導を推進できるようにするため、区市町村教育委員会の担当者等を対象とした連絡会において、**自己指導能力の育成等、生活指導の意義について共通理解**を図るとともに効果的な取組事例等を収集、周知
- ○区市町村教育委員会が管下の学校において、**暴力傾向のある児童・生徒の実態を把握**し、適切な指導・助言ができるよう効果的な取組事例等を周知
- ○学校が、暴力傾向のある児童・生徒に対する組織的な対応を強化するとともに、関係機関等と連携した支援体制を構築できるよう、<u>「学校サポートチーム」の機能の明確化や効果的な活用</u>について周知・徹底
- ○**暴力行為を繰り返し行う児童・生徒に対する**適切な指導や必要に応じた関係機関等との連携等について、区市町村教育委員会の担当者や校長等対象の連絡会等で情報の共有化を図るなどして<u>学校の</u>対応力を向上

これまでの取組

- ○<u>「人権尊重の精神」</u>を指導の基本とした生活指導の徹底のための区市町村教育委員会や学校への指導・助言
- ○生活指導に関わる通知の発出や教材等の作成による問題行動の再発防止の徹底
- ○学校、地域、関係機関が連携し問題行動等に対応するため<u>「学校サポートチーム」</u>を全公立学校に設置し、学校を支援する体制を確立
- ○<u>「生活指導担当者連絡会」「スクールカウンセラー配置校連絡会」</u>等において、スクールカウンセラーを活用し、学校と連携した指導の充実
- ○「生活指導担当者連絡会」等において<u>暴力行為防止に向けた効果的な取組事例を周知</u>
- ○児童・生徒が自分の感情をコントロールする力を育成できるようにすることを目的としたスクールカウンセラー連絡会を開催。スクールカウンセラーを講師とした校内研修を実施

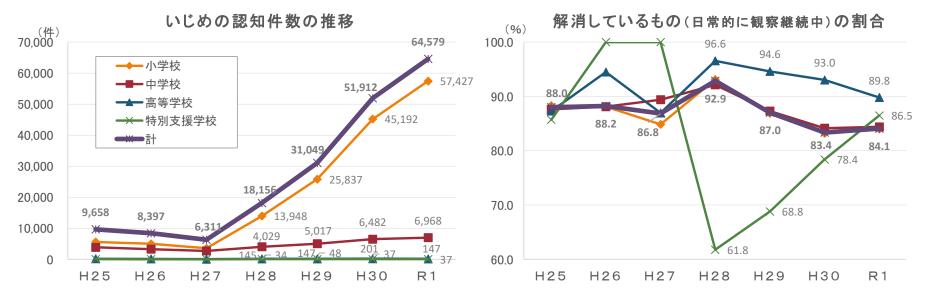
2 いじめの状況 (1)「認知件数」と「解消しているものの割合」

- 令和元年度のいじめの認知件数は、64,579件であり、前年度の1.24倍となってい る。平成27年度から全校種において増加傾向で、平成27、令和元年度を比べると、小学 校は16.1倍、中学校は2.6倍、高等学校は3.2倍、特別支援学校は3.4倍である。
- 解消しているものの割合は、平成25年度から29年度まで8割後半から9割前半を推 移していたが、平成30年度から8割前半となり、令和元年度は84.1%である。

【振り返りのポイント】

自校におけるいじめの解消の状況は…

- いじめで苦しむ児童・生徒は本当にいないか。
- 学校は、何をもって、いじめの解消としているか。
- 児童・生徒が心身の苦痛を感じていないかどう か、面談等により確認しているか。



【都】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
小学校	5,581	4,993	3,557	13,948	25,837	45,192	57,427	
小子仪	4,926(88.3%)	4,400(88.1%)	3,018(84.8%)	12,987(93.1%)	22,451(86.9%)	37,599(83.2%)	48,249(84.0 %)	4(
中学校	3,854	3,255	2,697	4,029	5,017	6,482	6,968	
中子权	3,378(87.6%)	2,868(88.1%)	2,411(89.4%)	3,712(92.1%)	4,382(87.3%)	5,454(84.1%)	5,881(84.4%)	8
高等学校	181	127	46	145	147	201	147	
同寸于仅	158(87.3%)	120(94.5%)	40(87.0%)	140(96.6%)	139(94.6%)	187(93.0%)	132(89.8%)	-
特別支援学校	42	22	11	34	48	37	37	
付別又饭于似	36(85.7%)	22(100%)	11(100%)	21(61.8%)	33(68.8%)	29(78.4%)	32(86.5%)	
計	9,658	8,397	6,311	18,156	31,049	51,912	64,579	
āl	8,498(88.0%)	7,410(88.2%)	5,480(86.8%)	16,860(92.9%)	27,005(87.0%)	43,269(83.4%)	54,294(84.1 %)	5(

【国】R1
484,545
404,858(83.6%)
106,524
86,843(81.5%)
18,352
15,205(82.9%)
3,075
2,458(79.9%)
612,496
509,364(83.2%)

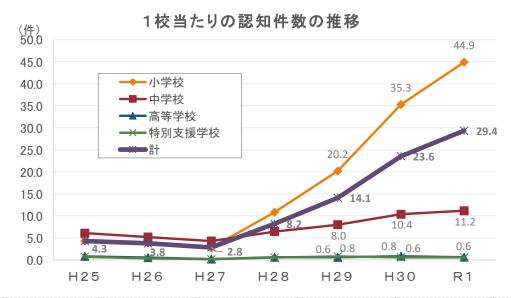
2 いじめの状況 (2)1校当たりの認知件数

- 〇 令和元年度における1校当たりの認知件数は、29.4件であり、【国·R1】の16.5件 と比べると、【都】の方が12.9ポイント上回っている。
- 小・中学校は平成27年度から増加傾向にあり、平成27、令和元年度を比べると、小学 校は16倍、中学校は2.6倍となっている。高等学校、特別支援学校は0.2~0.8件を 推移している。平成29~令和元年度は、【国】の半数にも満たない状況である。

【振り返りのポイント】

自校におけるいじめの認知の状況は…

- 都等の認知件数と比べると、どんな傾向があるか
- いじめの認知をどのような過程で行っているか。
- 教職員のいじめの認知に関する意識は高いか。



【都】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	【国】R1
小学校	67.4%	68.5%	65.6%	73.0%	82.8%	93.4%	95.0%	88.2%
小子仪	4.3	3.9	2.8	10.8	20.2	35.3	44.9	24.4
中学校	78.9%	76.8%	76.1%	79.9%	84.3%	92.8%	91.5%	86.3%
中子仪	6.1	5.2	4.3	6.4	8.0	10.4	11.2	10.3
高等学校	19.2%	22.2%	12.7%	28.3%	31.2%	37.6%	30.8%	64.1%
同守子仪	0.8	0.5	0.2	0.6	0.6	0.8	0.6	3.2
特別支援学校	23.0%	13.1%	11.3%	15.9%	14.5%	17.7%	16.1%	45.5%
村別又抜子仪	0.7	0.4	0.2	0.5	0.8	0.6	0.6	2.7
計	64.2%	64.4%	61.4%	68.5%	75.8%	85.1%	84.9%	82.6%
	4.3	3.8	2.8	8.2	14.1	23.6	29.4	16.5

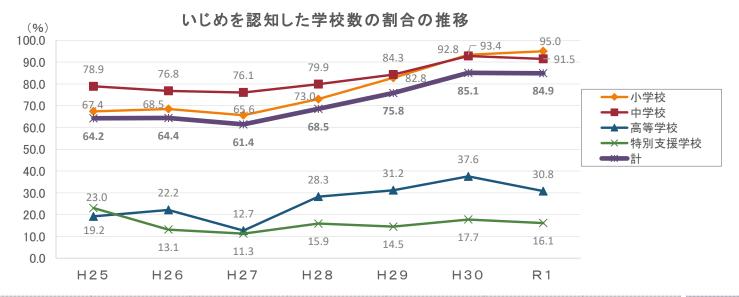
2 いじめの状況 (3)いじめを認知した学校数の割合

- 〇 令和元年度におけるいじめを認知した学校数の割合は、84.9%であり、平成30年 度と比較すると、0.2ポイント減少した。
- 小・中学校では90%を超える学校がいじめを認知している。高等学校では30.8%、 特別支援学校では16. 1%となっており、【国・R1】と比べると、高等学校は33. 3ポイ ント、特別支援学校は29.4ポイント下回っている。

【振り返りのポイント】

いじめの認知件数がゼロの学校は…

- いじめで苦しむ児童・生徒は本当にいないか。
- 教職員はいじめの定義を理解しているか。
- いじめの認知をどのような過程で行っているか。



	【都】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	【国】R1
	小学校	1,299	1,296	1,292	1,286	1,282	1,280	1,278	19,832
	小子仪	875(67.4%)	888(68.5%)	848(65.6%)	939(73.0%)	1,062(82.8%)	1,195(93.4%)	1,214(95.0%)	17,485(88.2%)
	中学校	630	629	627	626	625	624	623	10,370
	中子权	497(78.9%)	483(76.8%)	477(76.1%)	500(79.9%)	527(84.3%)	579(92.8%)	570(91.5%)	8,945(86.3%)
	高等学校	239	239	237	237	237	237	237	5,665
	同寸子仪	46(19.2%)	53(22.2%)	30(12.7%)	67(28.3%)	74(31.2%)	89(37.6%)	73(30.8 %)	3,632(64.1%)
	特別支援学校	61	61	62	63	62	62	62	1,144
	付加义抜子仪	14(23.0%)	8(13.1%)	7(11.3%)	10(15.9%)	9(14.5%)	11(17.7%)	10(16.1 %)	521(45.5%)
	計	2,229	2,225	2,218	2,212	2,206	2,203	2,200	37,011
		1,432(64.2%)	1,432(64.4%)	1,362(61.4%)	1,516(68.5%)	1,672(75.8%)	1,874(85.1%)	1,867(84.9%)	30,583(82.6%)

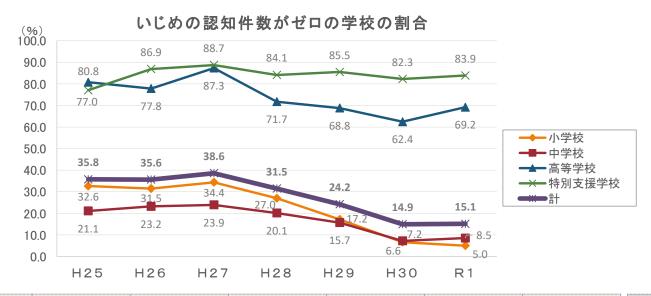
2 いじめの状況 (4)いじめの認知件数がゼロの学校の割合

- 令和元年度におけるいじめの認知件数がゼロの学校数は333校であり、全体に対す る割合は、15.1%となっている。【国・R1】と比べると1.2ポイント下回っている。
- 小学校は64校(5.0%)、中学校は53校(8.5%)、高等学校は164課程(69.2%) 特別支援学校は52校(83.9%)がいじめを認知していない。

【振り返りのポイント】

いじめの認知件数がゼロの学校は…

- いじめで苦しむ児童・生徒は本当にいないか。
- 教職員はいじめの定義を理解しているか。
- いじめの認知をどのような過程で行っているか。



【都】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	【国】R1
小学校	1,299	1,296	1,292	1,286	1,282	1,280	1,278	19,832
小子採	424(32.6%)	408(31.5%)	444(34.4%)	347(27.0%)	220(17.2%)	85(6.6%)	64(5.0%)	2,096(10.6%)
中学校	630	629	627	626	625	624	623	10,370
中子仅	133(21.1%)	146(23.2%)	150(23.9%)	126(20.1%)	98(15.7%)	45(7.2%)	53(8.5%)	1,306(12.6%)
高等学校	239	239	237	237	237	237	237	5,665
向守于汉	193(80.8%)	186(77.8%)	207(87.3%)	170(71.7%)	163(68.8%)	148(62.4%)	164(69.2 %)	2,014(35.6%)
特別支援学校	61	61	62	63	62	62	62	1,144
付別又抜子仪	47(77.0%)	53(86.9%)	55(88.7%)	53(84.1%)	53(85.5%)	51(82.3%)	52(83.9 %)	622(54.4%)
計	2,229	2,225	2,218	2,212	2,206	2,203	2,200	37,011
ĒΙ	797(35.8%)	793(35.6%)	856(38.6%)	696(31.5%)	534(24.2%)	329(14.9%)	333(15.1%)	6,038(16.3%)

2 いじめの状況 (5) 学年別 いじめの認知件数

- 学年別の認知件数では、小学校におけるいじめの認知件数が大幅に増加している。平成29、令和元年度を比べると、小1で2.5倍、小2で2.4倍となっている。
- 〇 校種ごとに、学年別の傾向を見ると、小学校は小1、小2(それぞれ20%程度)、中学校は中1(54.7%)、高等学校は高1(60.5%)が一番多い傾向がある。
- 学年別認知件数や、それぞれの学年が占める割合は、【国】と同様の傾向である。

【振り返りのポイント】

自校における学年別の認知件数の状況は・・・

- 都等の状況と比べると、どんな傾向があるか。
- 突出して認知件数が少ない、多い学年がないか。
- 全ての学年が同じ基準で認知しているか。



2 いじめの状況 (6)いじめの発見のきっかけ

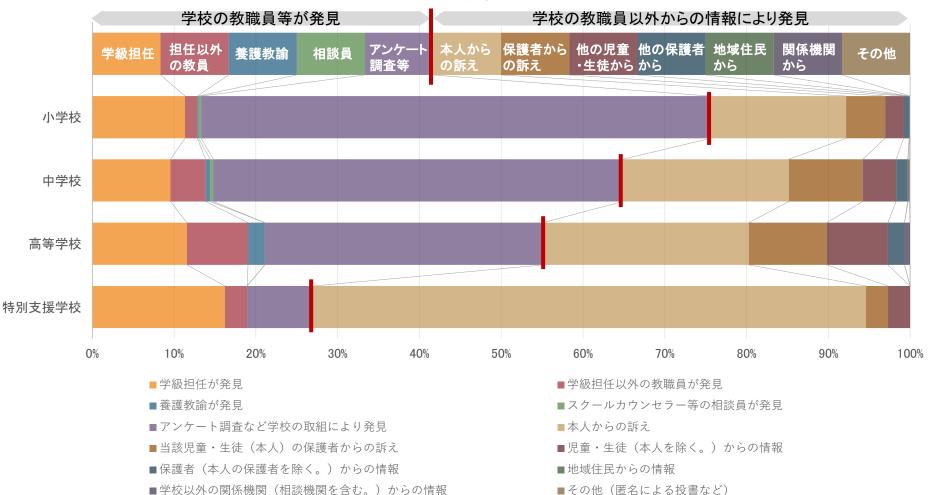
- 小・中学校、高等学校においては、認知したいじめの半数以上を学校の教職員等が発見している。(小学校75.6%、中学校64.9%、高等学校55.1%)
- 〇 いじめ発見のきっかけで一番多いのは、小・中学校、高等学校は「アンケート調査など学校の取組により発見」(小学校62.3%、中学校50.1%、高等学校34.0%)、特別支援学校は「本人からの訴え」(67.6%)である。

【振り返りのポイント】

自校におけるいじめ発見のきっかけの状況は…

- いじめについて大人に相談しやすい状況をつくっているか。
- アンケートの実施、分析、保存は適切か。

いじめの発見のきっかけ



2 いじめの状況 (7)いじめられた児童・生徒の相談状況

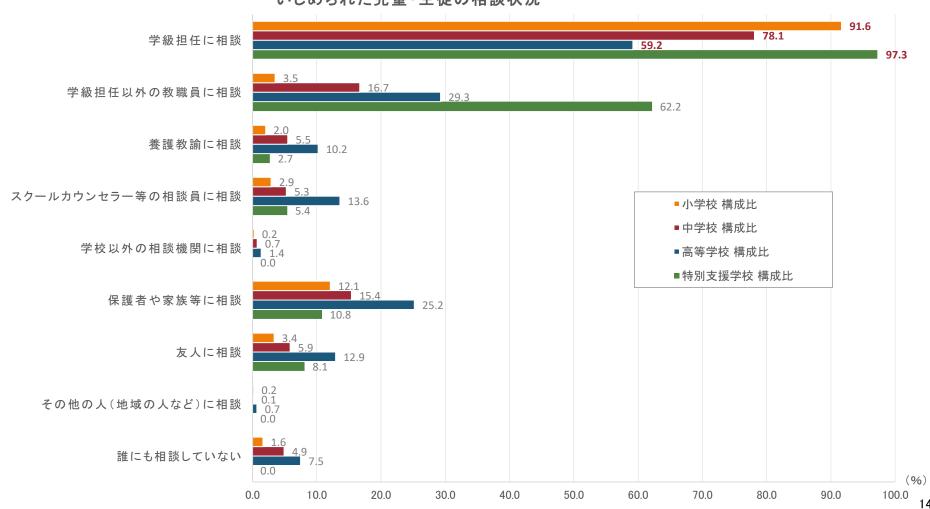
- いじめられた児童・生徒の相談状況については、いずれの校種においても、「学級担任に相談」が一番多くなっている。(小学校91.6%、中学校78.1%、高等学校59.2%、特別支援学校97.3%)
- 「誰にも相談していない」が、1,289件(2.0%)となっている。(小学校936件:1.6%、中学校342件:4.9%、高等学校11件:7.5%、特別支援学校0件:0%)

【振り返りのポイント】

自校の教育相談体制の状況は…

- 全教職員による教育相談体制を構築しているか。
- 児童・生徒が教職員を信頼して相談できる関係を 築くことができているか。

いじめられた児童・生徒の相談状況



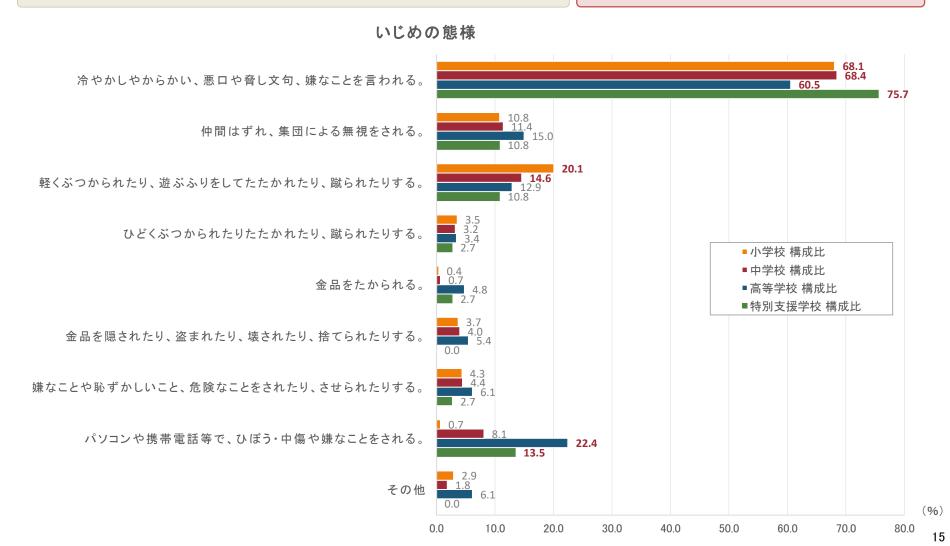
2 いじめの状況 (8)いじめの態様

- 一番多いのは、いずれの校種においても、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」である。
- 二番目に多いのは、小・中学校は、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、 蹴られたりする」、高等学校及び特別支援学校においては、「パソコンや携帯電話等で、 ひぼう・中傷や嫌なことをされる」である。

【振り返りのポイント】

自校におけるいじめの態様は…

- 解消に向けた方策を学校いじめ対策委員会で決 定し、全教職員の共通理解のもと、対応しているか。
- 〇 保護者、関係機関と適切に連携しているか。



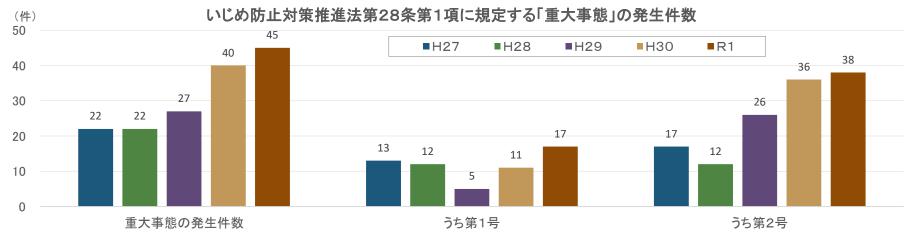
2 いじめの状況 (9)法28条第1項に規定する「重大事態」

- 〇 令和元年度におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は、45件(前年度40件)であり、同項第1号に規定するものは17件(前年度11件)、同項第2号に規定するものは38件(前年度36件)である。
- 発生学校率は、全体で1.86%であり、【国・R1】よりも0.09ポイント高い。特に、小学校で2.35%と、【国・R1】より1.13ポイント高くなっている。

【振り返りのポイント】

法28条第1項に規定する「重大事態」について…

- 全教職員は「重大事態」の定義を理解しているか。
- 認知したいじめの中に、「重大事態」に該当するも のは本当にないか。



※ 第1号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」 第2号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

【都】	H29	H30	R1		
小学校	11(0.86%)	17(1.33%)	30(2.35 %)		
小子似	11(0.04%) 1号:1 2号	11 17(0.04%) 1号: 4 2号: 17	34(0.06 %) 1号:13 2号:28		
中学校	14(2.24%)	21(3.37%)	9(1.44%)		
中子仪	14(0.28%) 1号:3 2号	14 23(0.35%) 1号: 7 2号: 19	9(0.13%) 1号:3 2号:8		
高等学校	2(0.84%))	0(0%)	2(0.84%)		
向守子仪	2(1.36%) 1号:1 2月	1 0(0%) 1号: 0 2号: 0	2(1.36 %) 1号:1 2号:2		
特別支援	0(0%)	0(0%)	0(0%)		
学校	0(0%) 1号:0 2月	0 0(0%) 1号: 0 2号: 0	0(0%) 1号:0 2号:0		
計	27(1.22%)	38(1.72%)	41(1.86 %)		
āĪ	27(0.09%) 1号:5 2号	26 40(0.08%) 1号:11 2号:36	45(0.07%) 1号:17 2号:38		

								
242(1.22%)								
259(0.05%)	99	196						
297(2.86%)								
334(0.31%)	137	233						
111(1.96%)								
124(0.68%)	61	86						
6(0.52	!%)							
6(0.20%)	4	2						
656(1.77%)								
723(0.12%)	301	517						
v (914 901	- ~ · ·							

【国】R1

※ 表の上段: 重大事態が発生した学校数 [校・課程] と (学校及び課程数に対する割合)

※ 太字部分は、国のデータよりも数値が高いもの

※【国】は、国公私立のデータ

下段: 重大事態の発生件数〔件〕と(認知件数に対する割合)

「1号」「2号」は発生件数の内数。1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

2 いじめの状況 (10) 今後の対応

今後の対応

- ○全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、学校いじめ対策委員会における多角的な検証により、いじめを確実に認知するとともに、ふれあい月間「学校シート」を活用した「**PDCAサイクルによる評価・ 改善**」を行い、実効的ないじめ防止対策の推進
- ○子供たちの多様性や互いのよさを認め合う態度の育成に加え、子供たちがいじめを自分たちの問題として捉え、「いじめをなくすためにどうすればよいか」について、**自ら考え、話し合い、行動できるようにするための取組**の推進
- ○様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(<u>SOSの出し方に関する教育</u>)の推進及び教職員等の「SOSの受け止め方」に関する対応力の向上
- ○全ての教職員による学校教育相談体制の充実に向けた取組の推進
- ○<u>新型コロナウィルス感染症に関連したいじめ等の防止</u>の観点から、学校が児童・生徒の発達の段階に応じて、適切に指導を行えるようにするための指導資料の作成、周知

これまでの取組

- ○「ふれあい月間」によるいじめ防止等対策の重点的取組の推進
- ○スクールカウンセラーによる、小学校 5 年生、中学校 1 年生、高校 1 年生を対象とした<u>全員面接の実施</u>
- ○平成29年2月に<u>「いじめ総合対策【第2次】」</u>を策定。見逃しがちな軽微ないじめの具体例や重大性の段階に応じた対応等に加え、いじめの認知件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないことについて、周知・徹底
- ○いじめ総合対策【第2次】に基づき、<u>「学校いじめ対策委員会」</u>の役割を明確化し、全てのいじめについて 組織的な対応を強化するとともに、<u>「学校いじめ防止基本方針」</u>の保護者への周知と、被害の子供、加害の 子供の保護者に対する学校の対応方針等の説明の徹底
- ○<u>年3回以上のアンケートの実施</u>、「東京都いじめ相談ホットライン」による24時間電話相談、「相談ほっと LINE@東京」によるSNS相談、メール相談、来所相談の実施
- 〇「『考えよう!いじめ・SNS@Tokyo』ウェブページ及びアプリの活用」など、<u>教育相談体制の一層</u> の充実
- ○平成30年2月に、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を作成し都内全公立学校に配布するとともに、本教材を使用又は活用した授業を各学校で年間1単位以上実施するよう周知・徹底

3 小・中学校における 長期 欠席の状況 (1)長期欠席児童・生徒数

○ 長期欠席児童・生徒のうち、不登校児 童・生徒数は小学校5,217人、中学校10,851 人(合計16,068人)であり、平成30年度と 比較して小・中学校ともに増加している。

◇調査について

「長期欠席児童・生徒数」とは、令和2年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数が、令和元年度間(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間)に連続又は断続して30日以上であった児童・生徒数を集計したものである。

項目 ※()はH30	病気	経済的 理由	不登	登校 出現率(%)	その他	計
小学校	1, 939 (2, 072)	0 (0)	5, 217 (4, 318)	0. 88 (0. 74)	1, 819 (1, 475)	8, 975 (7, 865)
中学校	1, 718 (1, 664)	(0)	10, 851 (9, 870)	4. 76 (4. 33)	874 (804)	13, 443 (12, 338)
計	3, 657 (3, 736)	0 (0)	16, 068 (14, 188)		2, 693 (2, 279)	22, 418 (20, 203)

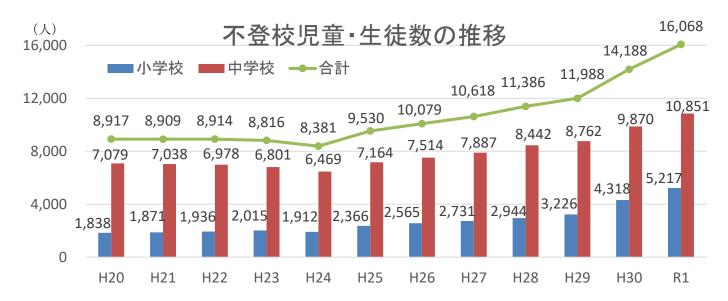
◇欠席理由について

【病気】本人の心身の故障等(けがを含む。)による 入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者

【経済的理由】家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で 長期欠席した者

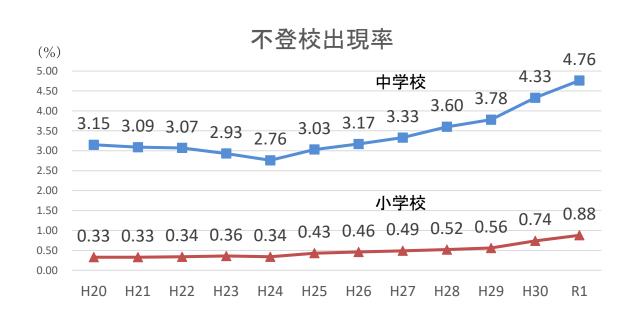
【不登校】何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者

【その他】上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者



3 小・中学校における - 長 期 欠 席 の 状 況

(2) 不登校出現率 学校復帰率

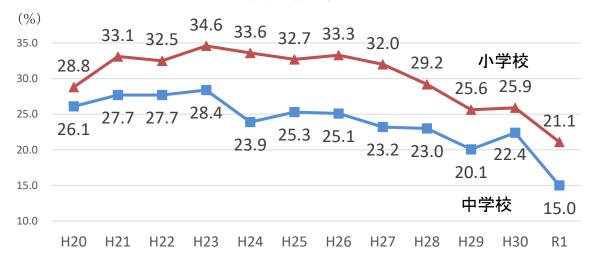


○ 不登校出現率は小学校 0.88%、中学校4.76%であり、 小・中学校ともに7年連続で 増加している。

◇「不登校出現率」

在籍児童・生徒数(学校基本 調査による。)に占める不登校 児童・生徒数の割合

学校復帰率



○ 学校復帰率は小学校21.1%、 中学校15.0%であり、小・中 学校ともに平成30年度と比較 して減少している。

◇「学校復帰率」

不登校児童・生徒のうち、 「指導の結果登校する又は登校 できるようになった児童・生 徒」の割合

3 小・中学校における **長 期 欠 席 の <u>状 況</u>** (3)不登校の要因

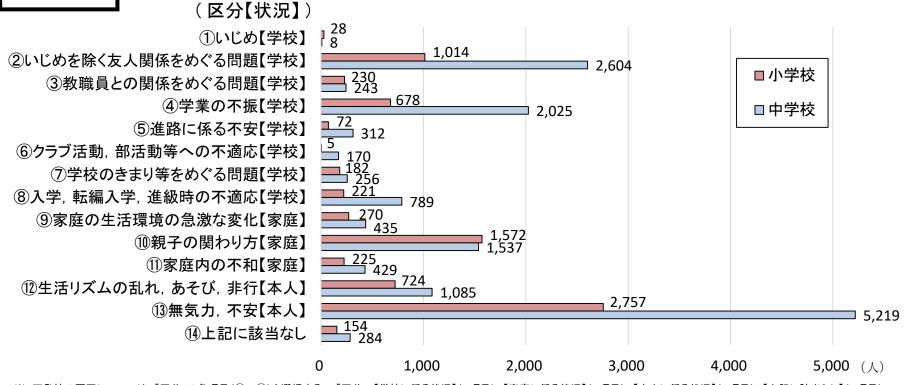
○ 不登校の要因は、「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計について、小学校では本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで家庭に係る状況の「親子の関わり方」、学校に係る状況の「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多い。中学校では、本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで学校に係る状況の「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」が多い。

◇「不登校の要因」に係る令和元年度調査の変更点

昨年度まで、本人に係る状況から主たるものを1つ選択して分類した上で、学校や家庭に係る状況の区分を選択するとしていた様式を、本調査では、学校、家庭、本人に係る状況から主たるものを1つ、主たるもの以外にも当てはまるものがある場合にはその状況を一人につき2つまで選択する様式に変更

令和元年度

不登校の要因(「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計)



[※] 不登校の要因については、「区分」の各項目(①~⑭)を選択する。「区分」:【学校に係る状況】(8項目)、【家庭に係る状況】(3項目)、【本人に係る状況】(2項目)、【上記に該当なし】(1項目)

[※] 不登校の要因については、「主たるもの」を一人につき必ず1つ選択する。また、「主たるもの以外にも当てはまるもの」がある場合には、一人につき2つまで選択ができる。

3 小・中学校における 長期欠席の状況 ⁽⁴⁾今後の対応

今後の対応

- ○「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を活用した研修等を区市町村教育委員会が行うことを想定した<u>「研修キット」</u>の開発
- ○**不登校特例校**の設置を進める区市町村教育委員会を引き続き支援
- ○<u>教育支援センターの設置促進や機能強化を図る補助事業</u>を実施して、区市町村教育 委員会を支援
- ○<u>「東京都学校・フリースクール等協議会」</u>を開催し、区市町村教育委員会や区市町村立学校とフリースクール等民間施設・団体等との連携を支援

これまでの取組

- ○組織的な指導体制の確立を図るため、不登校対応加配教員を中学校に配置
- ○児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全小・中学校に配置
- ○社会福祉等の専門性や関係機関とのネットワーク等を活用するため、<u>スクールソーシャルワーカー</u>を配置する区市町村を支援
- ○不登校児童・生徒の家庭を訪問し支援を行う「<u>家庭と子供の支援員</u>」を配置する区市町村を支援
- ○<u>教育支援センターの充実</u>を図るため、都が提示する複数のメニューの中から、区市町が選択する方式により、重点的な取組を支援するモデル事業を実施
- ○不登校等の児童・生徒を学校復帰、就学、就労に導く支援の推進に向け、「<u>児童・生徒支援フォーラム</u>」 (平成30年度までは「不登校・若者自立支援フォーラム」と呼称)を開催
- ○不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応それぞれについて、教員の手引となる「<u>児童・生徒を支援す</u>るためのガイドブック」を作成し、都内全公立小・中学校に配布
- ○不登校が長期化している児童・生徒の多様な学びの機会を確保するため、<u>フリースクール等民間施設・団体</u> 等との連携検討委員会を実施

4 高等学校における 長期欠席・中途退学の状況

(1)長期欠席生徒数

- 〇 都立高校全体の長期欠席者数は 5,463人(5,608人) で、前年度と比較すると145人の減少であった。
- 全日制では2,148人(2,050人)で98人増加、定時制では3,315人(3,558人)で243人減少した。

◇調査について

- 小・中学校における「長期欠席者」 に準じ、次のとおりとする。
- (1) 令和元年度間に連続又は断続して30日以上欠席した生徒数をそれぞれ理由別に集計したもの。
- (2) 欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

高等学校における長期欠席者数の状況

項目	長期欠席者数	出現率(%)	
全日制	2, 148 (2, 050)	1. 7 (1. 6)	
定時制	3, 315 (3, 558)	30.4 (30.9)	

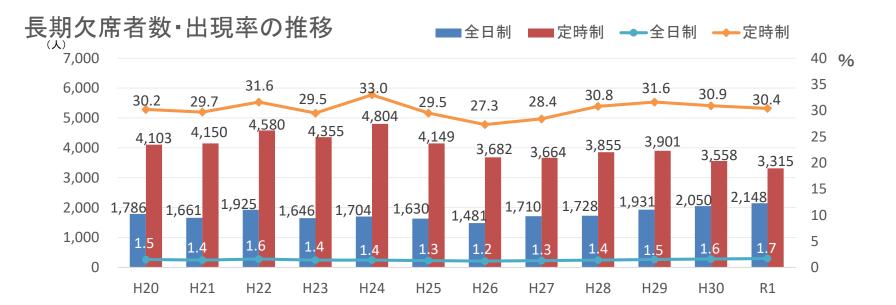
長期欠席の理由と割合

表中[]は中途退学者数に対する割合

22

項目	病気	経済的理由	不登校	その他
全日制	704 (607) 32. 8%[29. 6%]	9(4) 0.4%[0.2%]	1, 015 (1, 066) 47. 3%[52. 0%]	420 (373) 19. 6%[18. 2%]
定時制	372 (330) 11. 2%[9. 3%]	73 (25) 2. 2%[0. 7%]	2, 017 (2, 188) 60. 8%[61. 5%]	853 (1, 015) 25. 7%[28. 5%]

*高等学校の長期欠席者数は、理由別に「病気」「経済的理由」「不登校」 「その他」の合計数である。



4 高等学校における - 長期欠席・中途退学等の状況

(2)中途退学·原級留置者数

- 〇 令和元年度における1年間の退学者数は、1,278人 (1,289人)であった。
- 〇 1校当たり平均退学者数7.1人(7.2人)、対生徒比率(退学率)は 1.0%(同1.0 %)であり、前年度と比較すると、退学者数は57人の減少、1校当たり平均退学者数が0.1の減少、対生徒比率(退学率)は、同率であった。

◇調査について

「退学者」とは、令和元年度の途中に校長の許可を受けて、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、他校への転学者及び学校教育法施行規則施行規則第153条(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まない。また、理由の分類に当たって、同一の退学者について複数の理由がある場合には主たる理由による。

高等学校における中途退学者数の状況

項目	中途退学者数	退学率(%)	
全日制	1, 278 (1, 289)	1.0 (1.0)	
定時制	887 (997)	8.1 (8.7)	

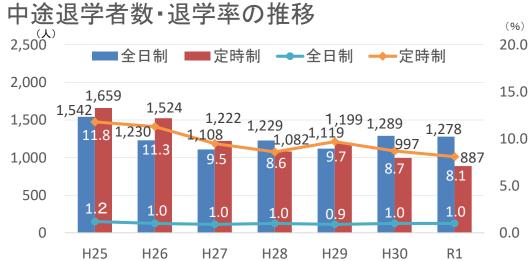
高等学校における原級留置者数(単位制を除く)

項目	原級留置者数	対生徒比率(%)
全日制	186 (281)	0.2 (0.3)
定時制	64 (135)	1.9 (3.0)

中途退学の主な理由

項目	学校生活• 学業不適応	進路変更	学業不振
全日制	506 (389)	324 (349)	298 (412)
	39. 7%[30. 2%]	25. 4%[27. 1%]	23. 4%[32. 0%]
定時制	363 (441)	281 (328)	78 (72)
	40. 9%[44. 2%]	31. 7%[32. 9%]	8. 8%[7. 2%]

表中「] は中途退学者数に対する割合



4 高等学校における 長期**欠席・中途退学等の状況** (3) 今後の対応

今後の対応

- ○スクールカウンセラーによる教員研修や保護者向け講演会の実施
- ○<u>自立支援チーム</u>による学校訪問を通して、引き続き支援を要する生徒に対するきめ細やかな相談 対応等を実施
- ○自立支援担当教員による児童相談所や警察等の外部機関や自立支援チームとの連携の推進

これまでの取組

- ○平成7年度からスクールカウンセラーの配置を開始した。平成25年度からは全校にスクールカウンセラーを配置し、学校生活への適応、学校復帰への支援を図っている。また、平成28年度からは、全定併置校のそれぞれの課程にスクールカウンセラーを配置し、学校の教育相談体制を充実させている。なお、学校の要請により指導主事や心理専門職を研修会等に派遣したり、都立学校教育相談担当者連絡会を開催したりして教育相談体制の構築・教育相談活動の充実を図るなど学校を支援するとともに、教育相談に関する教職員の資質向上を図っている。
- ○昼夜間定時制高校、チャレンジスクール、エンカレッジスクールなど、新しいタイプの高校を設置し、 小・中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒に対し、<u>個に応じた教育課程の編成や指導体制</u> <u>の充実</u>を図っている。
- 〇「都立高校学力スタンダード」活用事業、生徒による授業評価、東京都教育研究員、東京教師道場、東京都 若手教員育成研修及び全都立高校を対象とした授業公開の実施など、より一層の授業改善を推進している。
- 〇生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を育むため、平成18年度から全都立高校で キャリア教育の全体計画を作成し、組織的な取組を推進している。
- ○不登校・中途退学防止対策のため、平成28年度から都教育委員会にユースソーシャルワーカーを含む<u>自立</u> 支援チームを設置し、支援を要する生徒等に対するきめ細やかな相談対応等を行い、社会的・職業的自立 を促進している。
- ○全ての定時制課程における人間関係づくりのための<u>構成的グループエンカウンター</u>を各校に講師を派遣して実施している。
- ○平成27年度から全都立高校において、生活指導の強化などの具体的な目標を掲げた「<u>中途退学防止改善計</u> 画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進している。